

労働者の健康情報に係る
プライバシーの保護に関する検討会
中間取りまとめ

労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

はじめに

労働安全衛生法では、労働者の健康を確保することが事業者の責務の一つとして規定され、事業者には労働者に対して所定の健康診断を実施することが義務付けられている。そして、事業者はこれら労働安全衛生法に基づく健康診断の結果や、労働者から提出された診断書等を通じて健康情報を得ているが、これらの情報の保護の在り方については必ずしも明確になっていない。

さらに、労働力の流動化に伴う健康情報の移転の機会の増大、健康情報の電子情報化の進行、労働者の高齢化等による有所見率の増加等を背景として、近年、労働者の健康情報に係るプライバシー保護の重要性も指摘されるようになっており、職場における健康情報の保護方策等についても十分な検討が求められているところである。

このような状況等を踏まえ、本検討会は、労働者の健康情報に係るプライバシーの保護に関する問題点を整理するとともに、その保護をどのように図って行くべきか、どのような対応が必要になるのか等について検討することを目的として平成11年3月より、これまで9回開催され、労働者の健康情報に係るプライバシーの保護に関する論点が明確となったため、今般、現時点における検討結果を中間的に取りまとめることとしたものである。

この中間取りまとめにおいては、労働者の健康情報の保護を図る方策として、事業者、労働者、産業保健スタッフ等が当面自主的に取り組むことが望ましい事項については「当面の対応」とし、法制度の検討を行う際に十分に吟味整理することが望ましい事項については「将来的課題」として提言した。

この中間取りまとめが、労働者の健康情報に係わる議論の活性化に寄与し、労働者個人の健康情報をどのように取り扱うべきであるかについて参考にされることを希望するとともに、将来の検討の場においても役立つがあれば幸いである。

平成12年7月

労働者の健康情報に係るプライバシー保護に関する検討会
座長 保原喜志夫

労働者の健康情報に係るプライバシーの保護に関する検討会メンバーネーム簿

(敬称略)

井上 温	日本ビクター株式会社人事部安全管理室長
宇都木 伸	東海大学法学部 法学部長
加藤 隆康	トヨタ自動車株式会社安全衛生推進部健康サービス室長
高瀬 佳久	日本医師会常任理事
鳥井 弘之	日本経済新聞社論説委員
中桐 孝郎	日本労働組合総連合会総合労働局雇用・労働対策局次長
中嶋 士元也	上智大学法学部教授
○保原 喜志夫	天使大学教授
堀江 正知	日本钢管株式会社京浜保健センター長
松本 恒雄	一橋大学法学部教授
柚木 孝士	医療法人崇孝会北摂クリニック理事長
○：座長	

(五十音順)

労働者の健康情報に係るプライバシーの保護に関する検討会の検討経緯

平成11年 3月 3日 第1回検討会

平成11年 6月 4日 第2回検討会

平成11年 8月 25日 第3回検討会

平成11年 11月 12日 第4回検討会

平成12年 1月 13日 第5回検討会

平成12年 3月 1日 第6回検討会

平成12年 3月 17日 第7回検討会

平成12年 4月 14日 第8回検討会

平成12年 5月 19日 第9回検討会

目 次

はじめに	-----	1
労働者の健康情報に係るプライバシーの保護に関する検討会メンバーネーム簿	-----	2
労働者の健康情報に係るプライバシーの保護に関する検討会の検討経緯	-----	3
【本 編】		
1 労働者の健康情報に係るプライバシー保護に関する動向	-----	9
(1) 個人情報の保護		
(2) 労働者の個人情報の保護		
(3) 労働者の健康情報の保護		
2 労働者の健康情報の範囲について	-----	10
(1) 健康情報の種類・区分		
(2) 作業環境測定結果について		
(3) 上司と部下の間の個人の信頼関係に基づく健康情報		
3 用語の定義	-----	11
(1) 健康情報の処理		
(2) 健康情報の収集		
(3) 健康情報の保管		
(4) 健康情報の開示		
(5) 健康情報の使用、利用及び提供		
4 労働者の健康情報保護の基本的な考え方	-----	12
(1) 個人情報の捉え方		
(2) 労働者の健康情報の保護の捉え方		
5 労働者の健康情報の処理について	-----	13
(1) 全般的な事項	-----	13
イ 現状と課題		
① 健康情報に対する関心と認識		
② 各事業場における処理のルールの不統一		
ロ 当面の対応		
① 関係者の認識の向上		
② 処理のルール化		

ハ 将来的課題	
① 安衛法等の健康情報に係る守秘義務の拡大についての検討	
② 労働者の健康情報の管理を産業医等が一元的に担うことの検討	
(2) 健康情報の収集	----- 15
イ 現状と課題	
① 法定健診以外の検査による健康情報の収集	
② 事業場における診断書や医療機関からの健康情報の収集	
③ 健康診断実施の場におけるプライバシーの保護	
ロ 当面の対応	
① 事業者が法定外健診結果を収集する場合の労働者の同意	
② 医療機関からの健康情報収集のルール化	
③ 健康診断を実施する医療機関に係るプライバシーの保護	
(3) 健康情報の保管	----- 17
イ 現状と課題	
① 保管の責任と管理体制	
② 一般診療上の健康情報と産業医等として収集した健康情報の保管	
ロ 当面の対応	
① 保管体制のルール化	
② 外部機関における保管責任の明確化	
③ 一般診療記録と健康管理記録の保管	
(4) 健康情報の利用	----- 18
イ 現状と課題	
① 健康情報の目的外使用	
② コンピュータシステムの課題	
ロ 当面の対応	
① 健康情報の利用のルール化等	
② 健康情報の目的外利用の取扱い	
③ コンピュータシステムの管理に従事する者の守秘義務と管理体制	
(5) 健康情報の提供	----- 19
イ 現状と課題	
① 労働契約が承継された場合の健康情報の提供	
② 労働力の流動化による健康情報の提供	
③ 退職者の健康情報の提供	
④ 医療機関に保存されている健康情報の提供	
⑤ 個人の健康情報の目的外使用	

□ 当面の対応

- ① 労働契約が承継された場合
- ② 離職時に健康情報を提供する場合
- ③ 退職後の健康情報管理
- ④ 健康情報の目的外提供

6 健康情報の開示	-----	21
(1) 現状と課題		
(2) 当面の対応		
(3) 将来的課題		
7 小規模事業場における固有の問題	-----	22
(1) 現状と課題		
(2) 当面の対応		
(3) 将来的課題		
8 その他	-----	22
(1) 現状と課題		
イ メンタルヘルスに関する健康情報の処理		
ロ 感染症や遺伝に関する健康情報の処理		
(2) 当面の対応		
イ メンタルヘルスに関する健康情報の処理		
ロ 感染症や遺伝に関する健康情報の処理		
(3) 将来的課題		
おわりに	-----	25

【参考資料】

参考資料1 健康情報の秘密保護に件する法令等	-----	29
参考資料2 「労働者の健康確保対策の充実強化について」(建議)<抜粋>	-----	30
参考資料3 産業保健専門職の倫理指針	-----	31
参考資料4 産業医の倫理綱領	-----	36
参考資料5 職業保健専門家のための国際倫理規定	-----	51
参考資料6 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告(いわゆるOECD保護勧告)」(概要)	-----	59
参考資料7 ILO:労働者の個人情報保護に関する行動準則(抜粋)	-----	60

【本 編】

1 労働者の健康情報に係るプライバシー保護に関する動向

(1) 個人情報の保護

我が国における個人情報の保護に関する法令としては、昭和63年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定され、また地方公共団体において個人情報保護条例が制定されているところもある。

民間部門が保有する個人情報の保護に関しては、自主規制としていくつかの分野におけるガイドライン等が策定されているが、全体を包括的に対象としたものはないのが現状である。

平成11年7月、個人情報の保護・利用の在り方を総合的に検討するため、政府の高度情報通信社会推進本部に「個人情報保護検討部会」が設置され、同年11月中間報告が取りまとめられた。それを受け、平成12年2月に個人情報保護の基本法制定に向け「個人情報保護法制化専門委員会」が設置され、さらに検討が行われている。

これに対して、近年諸外国においても、欧米諸国を中心として個人情報保護法制等の整備が進んでおり、1980年代以降、経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development : OECD）、欧洲連合（European Union : EU）等において国際的な基準等が相次いで策定されている。

(2) 労働者の個人情報の保護

我が国の労働者の個人情報保護システムの在り方については、平成9年度から労働大臣官房政策調査部における「労働者の個人情報保護に関する研究会」において検討されており、平成10年6月にまとめられた同研究会報告書では、各企業を含めた関係者が労働者の個人情報保護について認識を高め、幅広く議論・検討がなされることや個人情報保護のための基本的な視点について報告している。その中で、労働者の健康・医療情報については、センシティブデータ（特別に機微な情報）の一つとして、その収集・利用について特に制限的に扱うことが必要とされている。

また、平成11年6月に職業安定法及び労働者派遣法の一部が改正され、有料職業紹介事業者、派遣元事業主等に対する求職者、派遣労働者等の個人情報の適正管理、秘密の厳守の義務について明文の規定が設けられた。国際的には、1996年に国際労働機関（International Labour Organization : ILO）から各国の法令、規則、労働協約等を策定する際に参考とすることができる「労働者の個人情報の保護に関する行動準則（Code of practice on the protection of worker's personal data）」（ILO 行動準則）が公表されている。

(3) 労働者の健康情報の保護

我が国においては、諸外国と異なり、労働安全衛生法及びじん肺法（以下「安衛法等」という。）に基づき、事業者には健康診断の実施、その結果の記録の作成